

条例の点検・見直しの結果と関係条例の改正等について

1 要旨

本県で施行中の条例（約400本）について、制定から長期間経過しているものもあることなどを踏まえ、各条例の内容等について、各条例所管課において、現在の社会情勢に応じたものとなっているかなど、必要性や有効性、適法性等の観点から点検・見直しを実施した。

点検・見直しの結果、改正等が必要と判断した条例について、令和6年2月議会に必要な改正案等を提出する。

2 点検・見直しの概要

- (1) 点検期間 令和4年9月～令和5年11月
- (2) 対象条例 386本（議会所管条例（11本）については、議会事務局において実施）
- (3) 点検・見直しの視点
 - ・必要性（現在でも必要な条例か、目的は現在でも妥当性があるか等）
 - ・有効性（条例の目的と手段との整合が図られているか等）
 - ・適法性（条例の内容が法令等の改正に対応できているか等）
 - ・その他（デジタル技術等、最新技術の進展に対応する必要はないか等）

3 点検・見直しの結果

- (1) 改正を行う条例（11本）

条例名	具体的な内容	所管課
消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例	消防法の改正に伴う引用条項の整理を行う。	消防保安課
広島県石油コンビナート等防災本部条例	石油コンビナート等災害防止法の改正に伴う引用条項の整理を行う。	消防保安課
行政財産の使用料に関する条例	条例改正に伴う引用条項の整理を行う。	財産管理課
広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例	施設の特性を踏まえて、利用料金の後納も可能とするよう見直しを行う。	国際課
広島県感染症診査協議会条例	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う引用条項の整理を行う。	新型コロナウイルス感染症対策担当
修学資金等の返還債務の免除に関する条例	理学療法士等修学資金について、目的を達成したため廃止することに伴う規定の整理を行う。	医療介護基盤課
広島県営林事業費特別会計条例	造林契約の終了に伴う規定の整理を行う。	森林保全課
広島県建設事業負担金条例	水道法の改正に伴う引用条項の整理を行う。	土木建築総務課
土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例	仲裁法の制定及び土地収用法の改正に伴う規定の整理を行う。	土木建築総務課
風致地区内における建築等の規制に関する条例	独立行政法人の名称変更に伴う規定の整理等を行う。	都市計画課
金属屑業条例	帳簿整備方法、県外業者に対する届出の規定等の見直しを行う。	警察本部

(2) 廃止する条例（2本）

条例名	具体的な内容	所管課
自動車税の特例に関する条例	課税特例の対象（昭和50年度～57年度の自動車税）が完全になくなったことにより廃止する。	税務課
工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例	工場立地法の改正により、市町が独自に緑地面積率等に係る地域準則を制定できることとなったことに伴い、県の条例を存続させる意義がなくなっているため廃止する。	県内投資促進課

(3) 今後改正・廃止を行う条例（3本）

条例名	方針	備考
低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例	課税免除対象事案の発生可能性がなくなった時点で廃止する見込み	税務課
広島県青少年健全育成条例	青少年の性被害防止対策として、刑法改正等を踏まえた改正を別途行う見込み	県民活動課
広島県土砂の適正処理に関する条例	土砂の搬入、埋立てに関する規制について、県内全域が盛土規制法による規制区域指定がされた時点で重複規定削除を行う見込み	森林保全課

4 点検・見直し結果の公表について

点検結果は、県のホームページに掲載して公表することとする。

（公表項目）

- ・点検・見直しの趣旨及び方針（考え方）
- ・点検結果（改正・廃止条例一覧、見直し方針への該当状況、改正・廃止の理由）